

令和4年度 組織・機構の見直しに伴う
社会教育・文化財課の市長部局への移管について

1. 市長部局（シティプロモーション部）への移管について

令和4年度の組織・機構の見直しについては、スポーツ・文化・文化財を活用することによるシビックプライドの醸成に向けた取り組み強化として、シティプロモーション部を再編することとしている。これに伴い、社会教育・文化財課を教育委員会から市長部局シティプロモーション部に移管する。

【編入による効果】

- 文化財を含めた文化行政を一体化することで、現在、教育委員会と市民文化部にまたがって実施されている関連事業等を市民にわかりやすく示すことができる。
また、文化とシティプロモーションの連携により、文化財・地域の文化遺産の魅力
を市内外に発信することで、伝統文化の保存継承や観光資源としての活用を図
る。
- スポーツとシティプロモーションの連携により、スポーツを通じた地域振興や情報発信をさらに推し進め、活気あるまちづくりの推進を図る。
- スポーツ・文化・文化財の活用によるシビックプライドの醸成に向けたシティプロモーションの取り組み強化を図る。本市の優位性や魅力となり得る素材、事業等を所管する所属が集約されることで、相互連携により、事業内容の充実及びより効果的な情報発信を可能とする。

(R3.8.4 「議員説明会資料」より抜粋)

2. 今後の予定

- ・ R3. 11. 17 教育委員会会議 関係条例の改正にかかる議案の説明
- ・ 11月定例会議会 関係条例の改正にかかる議案上程
⇒ 上程後、市議会から教育委員会に対し、条例案に対する意見を求める。
- ・ R3. 12月 教育委員会会議 条例内容の協議、議会への意見書提出